

情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程
(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)

情報通信利用促進支援事業費補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)の交付決定を受けた株式会社電通(以下「事務局」という。)は、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号)第24条第1項(1)の規定に基づき、本事業に係る間接補助金交付規程を次のように定める。

(通則)

第1条 国内の放送事業者又は番組製作会社等(以下「民間事業者等」という。)の行う事業に必要な経費を助成する費用(以下「間接補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 間接補助金の交付は、民間事業者等に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ(以下「実写コンテンツ」という。)の制作において、4K、VFX、3DCG、AI 技術等の先進的な設備又は放送機材(以下「先進的設備等」という。)を取得又は使用に要する経費、先進的設備等を活用する制作に要する経費の一部を支援することを通じ、我が国の放送コンテンツの海外流通を推進することを目的とする。
(本条の目的に合致すると認められる事業を以下「間接補助事業」という。)

(交付の対象者、交付の対象となる事業)

第3条 間接補助金の交付の対象者(以下「対象者」という。)としては、以下の①から④のすべてを満たす者とする。(なお、①及び②を満たす者を以下「日本法人」という。)

- ①本店所在地が日本国内にあること。
- ②実質的支配者¹が、日本国内に本店所在地を有する者又は日本国籍を有する者であること。
- ③前条に基づき制作する実写コンテンツの著作権人格権の保有者であること。
- ④前条に基づき制作する実写コンテンツの著作権(財産権)の主たる保有者であり、かつ海外への展開窓口²を有すること。

ただし、複数事業者連携のコンソーシアム形式(以下「コンソーシアム」という。)の場合、日本法人が著作権(財産権)の主たる保有者であること。

2 間接補助事業においては、令和8年1月31日までに間接補助事業が完了する事業を、間接補助金の交付の対象とする。

¹ 法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等という(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第1項第4号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第11条第2項参照)。

² 海外へのコンテンツ販売に伴う、公衆送信権、上映権等の各種権利について、販売窓口の役割を担っていることをいう。

- 3 事務局は、間接補助事業に係る経費に対して、別表に掲げる間接補助金の交付の対象となる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で、対象者に対し、当該間接補助対象経費の一部に充てるため間接補助金を交付する。（交付決定された者を以下「間接補助事業者」という。）

（間接補助金の交付額）

第4条 前条に掲げる間接補助金の交付額は、間接補助対象経費に補助率を乗じて得た額を合計し、千円未満を切り捨てた額とする。間接補助対象経費の詳細及び上限については、別途定めることとする。

（間接補助金の交付申請）

第5条 間接補助金の交付を受けようとする申請者は、間接補助金交付申請書（様式第1）を、事務局に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の間接補助金交付申請書を提出するに当たって、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に間接補助対象経費に占める間接補助金の割合を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、間接補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（間接補助金交付の決定及び通知）

第6条 事務局は、前条第1項の間接補助金交付申請書を受理した場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、間接補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、間接補助金交付決定通知書（様式第2）をもって申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、間接補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定を行うことができる。

- 2 事務局は、審査の結果、間接補助金を交付すべきでないものと認めたときは、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 前条第1項の間接補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項又は第2項に基づく通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 事務局は、第1項の通知に際して、交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の通知を受けた間接補助事業者は、当該通知に係る間接補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に書面により申請を取り下げることができる。

- 2 前項により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る間接補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（経理等）

第8条 間接補助事業者は、当該間接補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿及びすべての証拠書類

を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助金交付に関する一連の通知、帳簿及びすべての証拠書類を、間接補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 事務局は、前項の期間内は、いつでも、第1項の帳簿及びすべての証拠書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(計画変更の承認等)

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業の内容を変更する場合又は間接補助事業を全部若しくは一部を中止若しくは廃止しようとする場合には、事前に事業計画変更承認申請書(様式第3)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。事前に承認を受けない事業計画の変更は認められないことがあるものとする。ただし、軽微な変更については、変更内容を事務局に報告し、事業計画変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとする。

- 2 事務局は、前項の事業計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、事業計画変更承認通知書により間接補助事業者に通知するものとする。
- 3 事務局は、前項の承認をする場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付決定の内容(間接補助金の額を含む)を変更し、又は申請に係る事項につき修正を加えて、若しくは条件を付すことができる。

(事故の報告)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに間接補助事業事故報告書(様式第4)を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 間接補助事業者は、事務局の要求があったときは、間接補助事業の遂行状況及び収支の状況について、状況報告書(様式第5)により事務局に報告しなければならない。

(予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(間接補助事業実績報告書の提出)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、間接補助事業実績報告書(様式第6)を事務局が定める期日までに、事務局に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者が前項の間接補助事業実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。
- 3 間接補助事業者は、第1項の間接補助事業実績報告書の提出に当たり、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して間接補助事業実績報告書を提出しなければならない。

(間接補助金の額の確定及び通知)

第14条 事務局は、前条第1項の間接補助事業実績報告書を受領した場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該間接補助事業の成果が間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助金の額の確定通知書により、間接補助事業者へ通知するものとする。

- 2 事務局は、間接補助事業者へ交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える間接補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の間接補助金の返還を請求するものとする。
- 3 前項の間接補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接補助金の支払い)

第15条 間接補助金は、前条第1項により交付すべき間接補助金の額を確定した後に支払うものとし、原則として概算払いは認めないものとする。

- 2 ただし、特別に必要があると認められる場合には、間接補助事業者は、精算(概算)払請求書(様式第7)を事務局に提出し、間接補助金の一部について概算払いを受けることができる。

(間接補助金の交付決定の取消し等)

第16条 事務局は、第9条第2項により間接補助事業の全部若しくは一部を中止若しくは廃止の承認をするとき又は次の各号に該当する場合には、第6条第1項による間接補助金の交付決定(第9条第3項に基づく変更の交付決定を含む)の全部又は一部を取消すことができるものとし、間接補助金交付決定取消し通知書により速やかに間接補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 間接補助事業者が、法令又は本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき
 - (5) 間接補助事業完了後3年以内に本事業で制作した実写コンテンツが完成しなかった場合
 - (6) 間接補助事業者が、間接補助事業完了後3年以内に本事業で制作した実写コンテンツについて、海外展開に向けた活動に着手しなかった場合
 - (7) 間接補助事業完了以降、制作中の実写コンテンツ内容や体制等について、間接補助事業の完了時に報告した内容・目的から著しく乖離するような大幅な変更等が行われた場合
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、間接補助事業について交付すべき間接補助金の額の確定があつた後においても適用されるものとする。
 - 3 事務局は、第1項により交付決定の取消しをした場合において、当該取消しの部分に関し、既に間接補

助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全額又は一部の返還を請求するものとする。

- 4 間接補助事業者は、第3項に基づく間接補助金の返還については、間接補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて事務局に納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う間接補助金の返還)

第17条 間接補助事業者は、間接補助金の交付申請時において間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8)を事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(海外付加価値税に係る還付金の納付)

第18条 事務局は、間接補助事業の実施に当たり、海外の付加価値税について間接補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について間接補助事業に検討を求めることができる。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、速やかに海外付加価値税還付報告書(様式第9)を事務局に提出しなければならない。
- 3 事務局は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 4 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(契約等)

第19条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約(必要に応じて仕様書を含む)を締結し、事務局に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 間接補助事業者は、第6条第1項に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(財産の管理等)

第21条 間接補助事業者は、間接補助対象経費(間接補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第10)を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、取得財産等があるときは、第13条第1項で定める間接補助事業実績報告書に前項で定める取得財産等管理台帳とは別様の取得等設備・備品一覧表を添付しなければならない。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、事務局が別に定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第11)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(知的財産権の報告)

第23条 間接補助事業者は、間接補助事業の実施を通じて特許権等の知的財産権を得た場合は、速やかに知的財産権報告書(様式第12)を事務局に提出しなければならない。

(海外展開等状況報告及び収益納付)

第24条 間接補助事業者は、毎会計年度終了後60日以内に当該間接補助金の交付を受けて制作した実写コンテンツの海外展開等の状況について、海外展開等・収益状況報告書(様式第13)により事務局に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、間接補助事業の完了の日の属する会計年度から起算して5年間は、なお効力を有するものとする。
- 3 間接補助事業者は、海外展開等の状況に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及びすべての証拠書類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 4 事務局は、第1項の報告により、当該間接補助金の交付を受けて制作した実写コンテンツ若しくは取得した先進的設備等又はその双方の活用により間接補助事業者に相当の収益が生じたと認められる場合は、間接補助金に相当する額の全部又は一部を事務局に納付すべき旨を命ずることができる。
- 5 前項により納付を命ずることができる額の合計は、間接補助金の確定額の合計を限度とする。
- 6 納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。
- 7 収益納付を命ずることができる期間は、間接補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

(調査等)

第25条 事務局は、間接補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために必要と認めるとき並びに

間接補助金の交付による成果の確認が必要な際は、間接補助事業者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

- 2 間接補助事業者は、事務局が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 事務局は、第1項の調査等により、当該間接補助事業が間接補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、間接補助事業者に対し、これに適合させるための措置を講じるべきことを指示することができる。
- 4 間接補助事業者は、前項による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。
- 5 第1項の規定は、間接補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、行うことができる。
- 6 間接補助事業の完了以降、本事業で制作中の実写コンテンツ内容等について、本事業の完了時に報告した内容から、大幅に変更が生じる場合、その内容等について、制作状況等報告書(様式第14)により、遅滞なく事務局に報告しなければならない。
- 7 前項の規定は、間接補助事業の完了の日の属する会計年度から起算して5年間は、なお効力を有するものとする。

(不正行為等の公表等)

第26条 事務局は、間接補助事業者等が虚偽及び不正行為等により間接補助金の交付の手續等を行った場合、間接補助事業者等の名称及び不正の内容を公表する措置を講ずることができるものとする。

(個人情報に関する事項)

第27条 事務局が本事業を通じ間接補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の業務に使用する。

- (1) 間接補助金の交付に係る業務に利用する。
- (2) 国が行うその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。
- 2 事務局は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等については、業務終了等により不要になった場合には総務省へ報告し、その指示に従わなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第28条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第29条 この交付規程に定めるもののほか、間接補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この交付規程は、令和7年〇月〇〇日から施行する。

(別表)

情報通信利用促進支援事業費間接補助金（先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業）

間接補助対象経費の区分等

【タイプA】

間接補助対象経費 以下に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る（※自社人件費は対象外）				間接補助率等	間接補助金交付 上限額
区分		主な内容			
直接経費	(1) 先進的設備等の利用・導入に係る費用	リース・レンタル費用	①スタジオ・施設の利用経費 （スタジオ・施設の利用料 等） ②機材・システムのリース費 （4 Kカメラ、AI システム等のリース費用 等）	2 分の 1 以下	3,000 万円 （「(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用」のみの場合は 2,000 万円）
		購入・構築費用	③機材・システムの購入構築費 （4 Kカメラ、AI システム等の購入・構築費用 等） ④構築に係る外注先人件費 （システム構築、機材設置のための外注先人件費 等）		
	(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用	※先進的設備等を活用した部分のみが対象 ①撮影費 ②編集費 ③旅費（外注先のみ） ④その他、先進的設備等を活用したコンテンツ制作費用として必要と認められるもの			
	(3) その他費用	間接補助事業の実施に直接必要と認められるものであって、他項に掲げられた項目に該当しないもの			
間接経費	(4) 一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率（100 分の 10 を上限）を乗じた額			

(別表)

情報通信利用促進支援事業費間接補助金（先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業）

間接補助対象経費の区分等

【タイプB】

間接補助対象経費 以下に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る（※自社人件費は対象外）			間接補助率等	間接補助金交付 上限額
区分		主な内容		
直接経費	(1) 先進的設備等の利用・導入に係る費用	リース・レンタル費用	2分の1以下	2億円
		①スタジオ・施設の利用経費 （スタジオ・施設の利用料 等） ②機材・システムのリース費 （4 Kカメラ、VFX システム、AI システム等のリース費用 等）		
		購入・構築費用		
		③機材・システムの購入構築費 （4 Kカメラ、VFX システム、AI システム等の購入・構築費用 等） ④構築に係る外注先人件費 （システム構築、機材設置のための外注先人件費 等）		
	(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用	※先進的設備等を活用した部分のみが対象 ①VFX 等演出における企画構成費 ②撮影費 ③編集・データ作成関連費 ④旅費（外注先のみ） ⑤その他、先進的設備等を活用したコンテンツ制作費用として必要と認められるもの		
	(3) その他費用	間接補助事業の実施に直接必要と認められるものであって、他項に掲げられた項目に該当しないもの		
	(4) 一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率（100 分の 10 を上限）を乗じた額 ただし、間接補助金として交付される一般管理費の上限額は 1,000 万円とする		

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(団体である場合は当団体)は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

間接補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)第5条第1項の規定により、上記間接補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 間接補助事業の目的及び内容
- 3 間接補助事業に要する経費の額
- 4 間接補助対象経費の額
- 5 間接補助金交付申請額
- 6 間接補助事業に要する経費、間接補助対象経費及び間接補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 間接補助事業の開始及び完了年月日(予定)

(注)金額について、単位は円とし、算用数字を使用すること。

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

株式会社電通
○ ○ ○ ○

間接補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)については、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)(以下「交付規程」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 間接補助事業の目的及び内容
- 3 間接補助金の額
- 4 間接補助事業に要する経費の額
- 5 交付規程第9条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、間接補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 間接補助事業の遂行計画
- 7 間接補助金の額の確定に関する事項
- 8 間接補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付規程の定めるところによるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号)の定めるところに従わなければならない。

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

事業計画変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 計画の変更の内容
- 3 計画の変更を必要とする理由
- 4 計画の変更が間接補助事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費(間接補助事業に要する経費及び間接補助対象経費)の配分及びその算出基礎(新旧対比のこと。)

(注1)中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(注2)金額について、単位は円とし、算用数字を使用すること。

様式第4(第10条関係)

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

間接補助事業事故報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)に係る間接補助事業の事故について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 間接補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額(単位は円とし、算用数字を使用すること。)
- 5 事故に対して講じた措置
- 6 間接補助事業の遂行及び完了の予定

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)に係る間接補助事業の遂行状況及び収支の状況について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 間接補助事業の実績概要
- 3 間接補助対象経費の区分別の実績概要

(注)金額について、単位は円とし、算用数字を使用すること。

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

間接補助事業実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 間接補助事業の完了年月日
- 2 間接補助事業の内容
- 3 間接補助事業の収支決算
別紙1のとおり
- 4 間接補助事業の取得等設備・備品一覧表
別紙2のとおり
- 5 間接補助事業の成果
別紙3のとおり

別紙1

間接補助事業の収支決算

(1) 収支決算表

単位【円】

「(間接補助事業名)」	
交付決定額	
間接補助金に係る実績額（間接補助金充当額）	
請求済額	

(2) 詳細収支決算表

単位【円】

支出	区分		種別	総事業費	交付申請時 予算額	間接補助 対象経費	間接補助 金充当額	備考
	直接経費	(1) 先進的設備等 の利用・導入に 係る費用	リース・レンタル費					
			購入・構築費					
		(2) 先進的設備等を活用した コンテンツの制作に係る費用						
		(3) その他費用						
	間接経費	(4) 一般管理費						
	計							
収入	区分		内容	実績報告時 金額	交付申請時 金額	備考		
	間接補助金							
	自己資金							
	自己資金（出資金）							
	コンテンツ販売売上							
	協賛金							
	その他							
	計							

※総事業費には対象外経費を含む間接補助事業に要した事業費総額を記載すること。

※間接補助事業の実施に際して出資等を受けた場合には「自己資金（出資金）」の欄に計上するとともに、その内訳（出資元）を内容欄に記載すること。あわせて出資比率等を備考欄に記載すること。

※取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄における「その他」に計上すること

取得等設備・備品一覧表

■間接補助事業者名：

(1)間接補助対象経費により取得・構築した設備・備品

財産名	規格	数量	取得等年月日	取得・構築価格	保管場所(住所)	備考

(作成要領)

1. 取得・構築した設備・備品の計上について

取得又は構築した設備・備品毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 「取得・構築価格」について

50万円以上の設備・備品を計上する(据付費及び付帯経費は除く)。

(2)間接補助対象経費により効用の増加がなされた設備・備品

財産名	規格	数量	効用の増加 年月日	設備・備品の額		保管場所(住所)	備考
				増加前	増加後		

(作成要領)

1. 効用の増加がなされた設備・備品の計上について

効用の増加がなされた設備・備品毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 「設備・備品の額」について

50万円以上の効用の増加がなされた設備・備品を計上する(据付費及び付帯経費は除く)。

間接補助事業成果報告書

間接補助事業者名	
コンテンツの名称	
コンテンツのジャンル (選択は1つ)	☐ ドラマ ☐ ドキュメンタリー ☐ バラエティ ☐ スポーツ ☐ 情報番組 ☐ 特撮 ☐ その他()
コンテンツの概要	
活用した先進的設備等	

【実施内容と成果】

様式第7(第15条関係)

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

精算(概算)払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業について情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 精算(概算)払請求金額(単位は円とし、算用数字を使用すること。)
- 3 概算払いの場合は、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

株式会社電通

〇〇 〇〇 殿

住 所

名 称

代表者氏名

(コンソーシアム名)

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)(以下「交付規程」という。)第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 間接補助金の額(交付規程第14条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2 間接補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 間接補助金返還相当額(3-2) | 円 |

(注1)金額について、算用数字を使用すること。

(注2)別紙として積算の内訳等を添付すること。なお、用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9(第18条関係)

記 番 号

年 月 日

株式会社電通

〇〇 〇〇 殿

住 所

名 称

代表者氏名

(コンソーシアム名)

海外付加価値税還付報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)(以下「交付規程」という。)第18条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 間接補助金の額(交付規程第14条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2 間接補助金の額の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4 間接補助金返還相当額 | 円 |

(注1)金額について、算用数字を使用すること。

(注2)別紙として積算の内訳等を添付すること。

様式第10(第21条関係)

■間接補助事業者名:

取得財産等管理台帳

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	補助率	備考

- (注) 1 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍・資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日とすること。
- 4 50万円以上の設備・備品を計上する(据付費及び付帯経費は除く)。

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

財産処分承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)第22条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

①処分する財産名等(別紙) ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

知的財産権報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)に係る間接補助事業の実施を通じて特許権等の知的財産権を得たので、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)第23条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の 内容	発明者等	権利者	知的財産権の 種類、番号	出願 年月日	取得 年月日

記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

海外展開等・収益状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)に係る間接補助事業における海外展開等の状況及び収益状況を、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 間接補助事業で制作したコンテンツの海外展開・収益状況
別紙1のとおり
- 2 間接補助事業で制作したコンテンツの海外展開以外の活用・収益状況
別紙2のとおり
- 3 間接補助事業で取得した先進的設備等の活用・収益状況
別紙3のとおり(間接補助事業を通じて取得した財産(先進的設備等)がある場合は記載ください)
- 4 本年度の総収益状況
別紙4のとおり

別紙1

■間接補助事業者名：

間接補助事業で制作したコンテンツの海外展開・収益状況

(1)制作したコンテンツの海外展開の状況

海外展開の内容 (展示会名、プロモート先等)	展開時期	問い合わせ状況	交渉ステータス ^(注1)

(2)制作したコンテンツの海外への販売状況

国・地域	放送局・ 配信プラットフォーム名	販売時期	金額 上段:円 下段:現地通貨	取引形態 ^(注2)	条件

(3) 制作したコンテンツの海外展開の収支状況

	項目		金額(現地通貨)	金額(円)	備考(為替レート等)
販売額等	コンテンツ販売				
	その他収入				
	計(A)				
海外展開に要した経費	国際見本市への出展費 ^(注3)				
	広報費(パブリシティ費)				
	人件費				
	その他経費				
	計(B)				
収益	(A)-(B)				

(作成要領)

注1.「交渉ステータス」は、契約確約、契約協議中、商談不成立から該当するものを記載すること

注2.「取引形態」は、フォーマット(Non-scripted)、フォーマット(Scripted)、共同制作、完パケ、その他から該当するものを記載すること

注3.「国際見本市への出展費」は、国際見本市出展に係る補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除いた額を金額欄に記載するとともに、備考欄に当該補助金の名称及び補助金額を記載すること

注4. 必要に応じて、行を適宜追加すること

別紙2

■ 間接補助事業者名：

間接補助事業で制作したコンテンツの海外展開以外の活用・収益状況

(1) 制作したコンテンツの国内（自社プラットフォーム等）での活用状況

発信形式 ^(注1)	放送・配信開始希望時期	問い合わせ状況	交渉ステータス ^(注2)

(2) 制作したコンテンツの国内販売状況

発信形式 ^(注1)	放送局・配信プラットフォーム名	金額(円)	取引形態 ^(注3)	条件

(3) 制作したコンテンツの海外展開以外の活用の収支状況

	項目		金額(円)	備考
販売額 ^(注4)	コンテンツ販売			
	その他収入			
	計(A)			
海外展開以外の活用 に要した経費	見本市への出展費 ^(注5)			
	広報費(パブリシティ費)			
	人件費			
	その他経費			
	計(B)			
収益	(A) - (B)			

(作成要領)

注1.「発信形式」は、放送、配信、その他から該当するものを記載すること

注2.「交渉ステータス」は、契約確約、契約協議中、商談不成立から該当するものを記載すること

注3.「取引形態」は、フォーマット(Non-scripted)、フォーマット(Scripted)、共同制作、完パケ、その他から該当するものを記載すること

注4.「販売額」は、自社放送枠でのタイムセールスは対象外とし、SVOD 等における再生数等に応じた収入を対象とすること

注 5.「見本市への出展費」は、見本市出展に係る補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除いた額を金額欄に記載するとともに、備考欄に当該補助金の名称及び補助金額を記載すること

注6. 必要に応じて、行を適宜追加すること

別紙3

■間接補助事業者名：

間接補助事業で取得した先進的設備等の活用・収益状況

【単位：円】

取得・構築した 先進的設備等	活用時期 期間	活用内容	活用形式 ^(注2)	使用料の発 生有無 ^(注3)	収入 (A)	活用に要した経費 (B)	収益 (A-B)

(作成要領)

注1. 取得した先進的設備等すべてについて報告すること

注2. 「活用形式」は、自社使用、共同制作、受注制作、その他から該当するものを記載すること

注3. 「使用料の発生有無」は、取得・構築した先進的設備等の活用に当たり、それらに係る使用料を他者に請求した有無を記載すること

注4. 必要に応じて、行を適宜追加すること

■間接補助事業者名：

総収益状況表

< 総括表 >

(単位:円)

間接補助金 確定額 (A)	間接補助事 業に係る本 年度収益額 (B)	控除額 (C)	本年度まで の間接補助 事業に係る 支出額 (D)	基準納付額 (E)	前年度まで の間接補助 事業に係る 国への累積 納付額 (F)	本年度 納付額 (G)

< 令和●年度 収益計算書 >

	内容	金額(円)	備考
収入	コンテンツの海外展開による収入		
	海外展開以外の活用による収入		
	先進的設備等の活用による収入		
	その他()		
	収入合計(ア)		
経費	コンテンツの海外展開に要した経費		
	海外展開以外の活用に要した経費		
	先進的設備等の活用に要した経費		
	その他()		
	経費合計(イ)		
収益額(アイ) = (B)			

※本様式における経費には間接補助対象経費は含めないこと

※収入の「その他」には、具体的な内容を()内に記載すること(例:IP運用による二次利用等)

※必要に応じて、行を適宜追加すること

(記載注意事項)

1. 「間接補助金確定額:A」とは、交付規程第14条第1項による額の確定通知書に記載された間接補助金の確定額をいう。
2. 「間接補助事業に係る本年度収益額:B」とは、本年度において「間接補助事業で制作したコンテンツ及び取得した先進的設備等の活用による総収入額(ア)」から「総収入額を得るに要した経費(イ)」を差し引いた額をいう。

「総収入額を得るに要した経費(イ)」とは、間接補助対象経費以外の以下経費をいう。

- ・間接補助対象経費以外に、コンテンツを制作・完成させるために要した経費(コンテンツ制作費、自社人件費、外注費、旅費、減価償却費等)
- ・コンテンツの海外展開や海外展開以外の活用に必要な経費(見本市への出展費、広報費(パブリシティ)等)

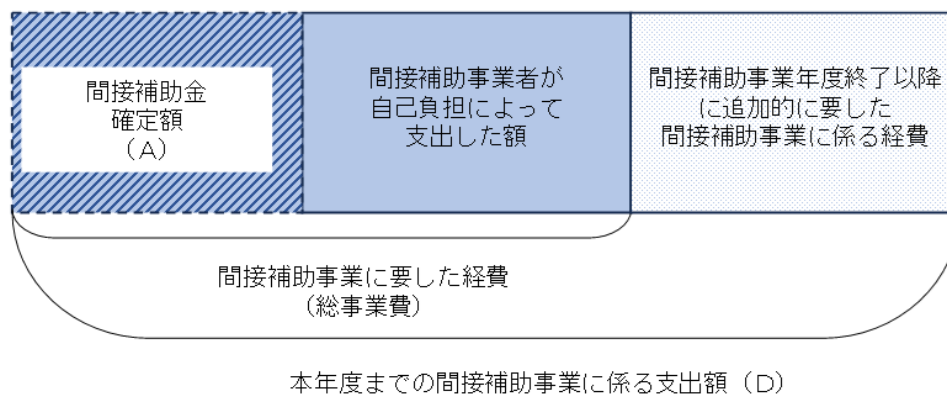
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。

3. 「控除額:C」とは、間接補助事業に要した経費のうち、間接補助事業者が自己負担によって支出した額(間接補助事業に要した経費－間接補助金確定額)をいう。

なお、間接補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から間接補助事業年度終了より前年度までの間接補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいう。ただし、「控除額:C」は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの間接補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、当該年度の控除額は0とする。

4. 「本年度までの間接補助事業に係る支出額:D」とは、間接補助事業に要した経費及び間接補助事業年度終了以降に追加的に要した間接補助事業に係る経費の合計額をいう。
5. 「基準納付額:E」とは「間接補助事業に係る本年度収益額:B」から「控除額:C」を差し引いた額に、「間接補助金確定額:A」を乗じ、「本年度までの間接補助事業に係る支出額:D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) A / D)$
6. 「前年度までの間接補助事業に係る国への累積納付額:F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
7. 「本年度納付額:G」とは、「基準納付額:E」と「前年度までの間接補助事業に係る国への累積納付額:F」の合計額が「間接補助金確定額:A」を超えない場合には、「基準納付額:E」が「本年度納付額:G」となる。また、「基準納付額:E」と「前年度までの間接補助事業に係る国への累積納付額:F」の合計額が「間接補助金確定額:A」を超える場合には、「間接補助金確定額:A」から「前年度までの間接補助事業に係る国への累積納付額:F」を差し引いた残額が「本年度納付額:G」となる。 $(A > E + F \text{ ならば } G = E \text{ 、 } A \leq E + F \text{ ならば } G = A - F)$
8. 「間接補助事業に係る本年度収益額:B」の計算根拠が確認できる資料(収益計算書例を参照)を添付すること。

[間接補助事業に係る支出額の考え方]



記 番 号
年 月 日

株式会社電通
〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(コンソーシアム名)

制作状況等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費間接補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)に係る間接補助事業の制作状況等について、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業)第25条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 間接補助事業の名称
- 2 間接補助事業完了時からの変更等の内容及び理由
- 3 実写コンテンツの制作進捗状況・今後の予定